

## 高松市監査委員告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見をそれぞれ同条第9項および同条第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成13年11月22日

高松市監査委員 花崎 政美  
同 吉田 正己  
同 谷本 繁男  
同 菰渕 将鷹

### 平成13年度定期監査の結果報告等について

#### 1 監査の結果に関する報告

##### (1) 監査の対象および期間

平成12年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
産業部	商工労政課 観光課 農林水産課 土地改良課 競輪局事業課 中央卸売市場業務課	平成12年4月1日から平成13年3月31日までに執行した事務および財務に関する事務の執行 平成13年5月1日から平成13年6月7日まで

##### (2) 監査の方法

平成12年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

##### (3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項認められる。

なお、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

また、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

##### (4) 改善を要する事項

###### ア 食肉センター管理運営業務委託契約に係る再委託について

同委託契約書第12条(再委託等の禁止)は、管理運営業務を再委託することができないこととし、例外的に同業務を再委託する場合は、高松市と高松食肉事業協同組合が別途協議して再委託業務内容を定めるものと規定している。実際には、同組合は保守管理運営業務を第三者に再委託しているが、再委託事業名等を別途協議の上定めた書類がないので、別途協議の上必要な書類を作成されたい。

(産業部農林水産課)

イ 食肉センター管理運営業務委託契約に係る報告書様式の作成および提出義務について

同委託契約書の業務委託仕様書第7項は、高松市が委託業務実施状況等の報告書様式を定め、同報告書の様式に基づき、高松食肉事業協同組合から当該各種報告書を高松市に提出させるものと規定しているが、高松市は同報告書の様式を定めておらず、また、報告書を提出させていないので、契約内容を適正に履行されたい。

(産業部農林水産課)

ウ 高松市と畜解体業務運営補助金に係る収支決算書について

補助事業者である食肉事業協同組合から提出された収支決算書に再委託された法人からの収支決算書が添付されており、当該再委託事業者の収支決算書を見なければ同組合の収支内容が判明しない収支決算書の様式になっているので、補助事業者からの報告のみで収支内容が明らかになるように収支決算書の様式を改められたい。

(産業部農林水産課)

エ 高松市と畜解体業務運営補助金に係る報告書の提出義務について

同補助金交付要綱第4条第2項で、補助事業者は実績報告を高松市に提出するときに、業務実績、決算報告書および人件費内訳書を併せて提出すると規定しているが、実績報告しか提出されていないので、要綱の規定を適正に履行するよう、高松食肉事業協同組合を指導されたい。

(産業部農林水産課)

2 監査委員の意見

高松市と畜解体業務運営補助金に係る補助対象経費について

同補助金交付要綱第2条は、「補助金は、事業の実施に伴う損失が生じた場合に限り、これを交付する。」と規定しているが、補助対象事業の範囲が明らかでなく、公益上補助の必要があるかどうか判断できないので、高松市は、補助金の対象となる経費の範囲を明らかにされたい。(産業部農林水産課)

---

戻る

---